

平成28年度第2回宮城県がん対策推進協議会会議録

- 1 日時：平成29年2月13日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）
安藤ひろみ，石岡千加史，大内憲明，片倉隆一，呉繁夫，小林浩子，菅原よしえ，瀬戸裕一，高橋修子，高橋伸，竹村慶一，田所慶一，橋本省，久道茂，細川亮一，吉田久美子
- 4 会議録

（司会）

ただ今から，平成28年度第2回宮城県がん対策推進協議会を開催します。

この会議は，情報公開条例第19条の規定に基づき，公開とさせていただきます。

また，本協議会の議事録につきましても，後日公開させていただきますので，御了承をお願い申し上げます。

それでは，当協議会の開会にあたりまして，宮城県保健福祉部長の渡辺より御挨拶を申し上げます。

（渡辺部長）

皆様，こんにちは。本日はお忙しい中，御出席いただきまして誠にありがとうございます。また，皆様には日頃，本県のがん対策の推進はもとより，保健医療福祉行政全般に関しまして御尽力いただいておりますので，厚く御礼申し上げます。

さて，平成28年12月のがん対策基本法の一部が改正されました。事業主の責務が新設されまして，がん患者の雇用の継続等に配慮することとされました。また，がんに関する教育の推進も新たに追加されております。

本日の会議におきましては，ワーキンググループ（働く世代）の検討結果と，宮城県小学校・中学校におけるがん教育教材の活用状況につきまして，ご報告させていただきます。

また，第2期宮城県がん対策推進計画の進捗状況に関しましても，委員の皆様にご協議いただければと思っております。

それぞれのご専門の立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

委員の皆様につきましては，昨年度から引き続き御就任いただいておりますが，異動によりまして今年から委員をお引き受けいただいております委員を御紹介申し上げます。

（司会）

宮城労働局職業安定部職業安定課長の竹村慶一委員でございます。

（竹村委員）

竹村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

なお、本日、呉繁夫委員、瀬戸裕一委員は所要により若干遅れるとの連絡が入っております。

また、佐々木恵寿委員、中原茂樹委員、中保利通委員につきましては、所要のため御欠席となっております。

これから議事に入りますが、久道会長より御挨拶を頂きます。久道会長よりよろしくお願いいたします。

(久道会長)

今回の会議が第2回目でございますが、よろしくお願いいたします。

本日の議題はお手元の次第にありますように、例年やっております平成28年度のがん対策事業報告、それから次年度の事業計画ということですが、その他に、今お話がありました宮城県がん教育教材の活用状況や、ワーキンググループ（働く世代）についての説明などがございます。本日は午後5時までの予定ですが、忌憚のない御意見を含めてご協力をお願いしたいと思います。

(司会)

部長の渡辺でございますが、この後、所用のため退席させていただきます。

(部長退席)

(司会)

では、ここからの進行につきましては、がん対策推進協議会条例第4条の規定により、久道会長にお願いしたいと思います。久道会長、よろしくお願いいたします。

(久道会長)

それでは、早速議事に入りますが、報告事項です。1番目が平成28年度がん対策事業報告、2番目に平成29年度がん対策事業計画、3番目ががん対策基本法の一部改正について、これを一括して事務局より説明願います。

(資料1, 2, 3について事務局説明)

(久道会長)

今、事務局から①から③までございました。何かこの報告について御質問、あるいは御意見ありませんでしょうか。はい、どうぞ。

(橋本委員)

平成28年度、平成29年度の横に書いてあったのですが、がん診療機能強化事業の①がん診療連携拠点病院等の機能強化で外されている病院というのはどこでしょうか。4病

院にはこの事業でお金が下りると、残りの3病院はどこでしょうか。

(事務局)

国の方から直接的に補助が入る病院がありまして、東北大学病院と、仙台医療センターと東北労災病院がその3病院です。

(橋本委員)

仙台医療センターは入っていますか。その国から直接入っているというのは何の事業の分が入っているのですか。

(事務局)

がん診療拠点病院に関して機能強化事業として直接国とやり取りをして入っていると思います。

(橋本委員)

分かりました。調べてみます。

(久道会長)

よろしいのですか。調べてください。

他にありませんか。がん対策基本法の一部改正についてで、がん対策基本計画の見直しなだけけれども、少なくとも6年というのは、何かの計画に合わせたのですかね。

(事務局)

地域医療計画や診療報酬の改定と合わせたと伺っております。

(久道会長)

少なくともというのは、どう解釈するのか。

(事務局)

少なくともというのは、6年間と。今までは5年だったのですが、6年をワンクールでと伺ってまいりました。

(久道会長)

最初から6年間と言って駄目なんですかね。例えば、従来どおり5年としたら何かペナルティーがあるんですかね。やりづらいからなんでしょうけれども。地域医療計画とずれていくからね。はい、どうぞ。

(石岡委員)

平成29年度の事業計画というのは、本日の議題になる場所ですね。進捗状況というのはまだ案の段階ですけれども、県が独自に調べたで計画を考えたということによろしいのでしょうか。進捗状況をにらんで当然計画を立てたということなんでしょうけれども。これから審議になる進捗状況についての評価を見据えて平成29年度の事業計画を立てたのか、そうではなくてそれはまだ決まってないので、それとは別に決めたのか、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

施策の進捗状況なども踏まえて、平成29年度事業計画は立てさせていただいております。

す。

(久道会長)

これ協議会でもう立てたんだよね。

(石岡委員)

今回進捗状況の案の議論がありますけれども、計画の方はこうやって出てきておりますので、進捗状況を踏まえてこの計画を立てたのか、それとも昨年状況を見て計画を立てたのか、今日の資料10の議論をする上でちょっと知っておきたかったので質問しました。

(久道会長)

この計画は報告事項になっていますが、そのままいいんですか。今のお話から察するに平成29年度、これからだね。

(事務局)

平成29年度事業に関しましては、平成28年度事業などの進捗状況を見ながらこういった方向で事業計画をやっていきたいという報告事項でございました。

(久道会長)

この資料2に書かれている事業計画を平成29年度の事業計画としてやるというのは、決まった話でしょ。決まってないの。これからですか。

(片倉委員)

国の計画が今年28年度で第2次が終わって、平成29年度から新しい第3次ものが始まります。6月に閣議決定されますが、それを待って計画を立てることになるのでしょうか。

(事務局)

平成29年度は第2期の最後の1年です。第3期を作るのが、平成29年度の事業に入っております。第3期を策定するためのワーキング部会を予定しております。予算等も絡みますので、平成29年度の事業計画として、このように毎年継続しているものもございますし、第3期の計画を策定するためのワーキング部会というものもございますので、このような計画を考えさせていただいているということでございます。

(久道会長)

結局、資料2に書いてある平成29年度事業計画というのは、(案)ということでしょうか。

(事務局)

御意見いただければと思っております。

(久道会長)

いやいや、事業計画について(案)について、この協議会の議題になっているんだけど、議題のくくりは報告事項になっているのね。案をとるかどうかであるならば、協議事項にいれなければならないと思うんです。委員の方々も理解に苦しむところもあるようなんですが、整理するとどうなってます。

(事務局)

申し訳ございません。では案ということで協議にすべきものであったと思います。申し訳ございません。

(久道会長)

そうですね。皆さん、よろしいですか。ですから、これは今、報告事項②となっておりますが、後で協議事項に入れて、また議論いたします。

では報告事項④ですね。「宮城県小学校・中学校向けがん教育教材」の活用状況につきましてお願いいたします。

(資料4について事務局説明)

(久道会長)

はい、ありがとうございます。今、説明ありましたが、皆さんから御意見、報告、あるいは質問ありませんか。はい、どうぞ。

(吉田委員)

吉田です。よろしくお願いいたします。先程、2ページに宮城県独自に作成したパンフレットですね。こちらの会議でも何度か出てまいりましたが、ほとんど使用されていないという現状なんです。あのパンフレット、県と学校とどういうシステムになっているのでしょうか。パンフレットというのは、すべての小・中学校にお渡しして、これでやって下さいということになっているのでしょうか。それとも何か使用されていない原因というのは何か把握していることがあるのでしょうか。

(久道会長)

はい、事務局どうぞ。

(事務局)

宮城県小学校・中学校向けがん教育教材は、パワーポイントとなっており、目的に記載してあります。平成28年3月に「教員用テキストの配布」ということにつきましては、予算の関係上、県内の小学校・中学校に各1部ずつの配布ということとなっております。それから、今回の調査の基準日が平成28年10月1日という基準日でございますので、平成28年度の宮城県のがん教育事業は、今年は公益財団法人宮城県対がん協会に委託し、実施校につきましては教育委員会からの推薦を頂いた実施校につきまして講師を派遣する事業で、基準日以降の実施で11月以降の実施であり、調査にはカウントされないこととなっております。今回の調査からは対象外となっております。

(安藤委員)

安藤です。先週、仙南の3地区学校保健会連絡協議会があり、そこで1月に実施した大河原圏域の実施中学校のお話を伺ってまいりました。まずテキストの内容がすべて説明形

式である、がんとはこうである、2人に1人が発症して、というようなすべて言い含めるような形だというのを養護教諭が考えられて、前もって各家庭向けにアンケート調査を実施したそうです。

それからもう一つ、国立がんセンターで出している「がん情報 がん予防」というテキストをダウンロードしてこちらもご家庭に配った上で、その上で、対がん協会の保健師さんと校内の養護教諭の先生と、保健体育の先生と3人で話し合いを繰り返して、お子さん達に理解できるような内容でもっと具体性を持って、ポイントを絞って行ったそうです。目的といたしましては、がんはこうだ、ではなく、がんってどういう病気なんだろうということに気づいてもらうこと、それから、そうならないためには、なんでこんなにがんが増えてきたんだろう、ということ。そうしたら、高齢化社会が進んでいるんだ、高齢者が多くなったからだということも考えたそうです。もう一つはそのためには、生活習慣、どんなことを予防しようかという内容を中心に話し合いをしたそうです。30人の生徒を相手に行った授業だったそうですけれど、がんに罹患した患者さんのお子さんもいらっしまったそうですけれど、特に混乱もなくうまく出来たという報告を受けて、ではこのエリアでもっと進めて下さいというお話をして参りました。後は、他の学校の先生からの意見だったのですが、これを小学校高学年から中学校3年生の間にどこかでやってくれるといいねということで作成したと思うんですが、学校の先生もそういう気持ちで、5年の間でがん教育を実施していけばいいということで計画を立てていきたいということもおっしゃって参りました。以上を報告いたします。

(久道会長)

他にございませんか。はい、どうぞ。

(呉委員)

東北大学の呉と申します。学校の先生は、がんの教育を入れるべきとお考えなんですか。というのは未実施の学校で予定しているのは半分にも満たないですよ。もともと必要性を感じておられないのであれば、いくら教材を作っても無理なのかなという感じがするんですけれども。後は教育のカリキュラムに組み入れられているものなのでしょうか。

(事務局)

はい、事務局からお答えいたします。現行の保健体育の授業の一貫で組み入れられているところなのですが、文部科学省の方でもカリキュラムの改訂の方は考えているということでしたので、学校の方にもこれから本格的に入ってくると私ども方では伺って参りました。

(呉委員)

現時点ではやらなければならない授業ではないのでしょうか。

(事務局)

現時点では授業の一環でがんのことについて触れたり、実施していただいているところは特別授業だったり、授業参観の一環だったり授業とは別な枠的な扱いの状況です。

(呉委員)

学校の裁量で入れても入れなくてもいい訳ですね。

(事務局)

すいません。スポーツ健康課に回答いただきます。

(スポーツ健康課)

学校現場ではそれぞれ学習指導要領というものが定められておまして、その中で何を教えなければいけないというものがすべて決められております。それで、がん教育につきましても小学校の体育の分野、それから中学校の保健体育、高校の保健の分野でそれぞれこの領域でどこでがんについて授業をするかということですので入っておりますので、学校としてはがん教育についての授業はやることにしております。ここにあるような授業とは別に特別な講習会、研修会というのは現在、学校では計画しておりません。ただ今後、文部科学省の方でテキスト等を準備するというのを踏まえまして、こちらとしても各教育委員会を通して是非がん教育推進するようにと進めているところです。

(呉委員)

分かりました。しなければならぬけれども、特別の授業を組むのは学校の裁量の範囲であるということなんですね。そして、この教材はエキストラの授業のために作られた教材という理解でいいですね。

(久道会長)

では関連して、片倉委員。

(片倉委員)

このがん対策基本法で改正されたところに第23条に、国にがん教育の推進のために必要な施策を講ずるものとするとあります。去年11月に開催されたがん治療学会の時に、がん教育についてディスカッションしたのですが、どこかで指導要領に入れないとなかなか進まないということで、指導要領に入れるような計画を立てるということを文部科学省の方も言っていたと思います。ですから、そこに入ってくると県単位でどうというものではなく、国としての施策となります。その時に誰が教育すべきかも話題になったのですが、直接医療関係者の方が子どもに話すというよりは、医療従事者は先生を教育すべき方向に行くべきである。実際に小学生にお話しするのは、学校の先生がいいのではないかと**いったことが提案されておりました。**

(呉委員)

はい、分かりました。

(久道会長)

今度のがん対策基本法の一部改正で、がん教育を推進するための必要な措置を講ずるものとする、と。ものとするというのは、する必要があるということですかね。意味付けとしては。ということですので、おそらく呉先生、そういう方向で行くんでないでしょうかね。他に御意見無いでしょうか、はい、どうぞ。

(石岡委員)

国は指導要領に入れるということは間違いないですけれども、聞くところによると、指導要領に書かれている内容が多岐多様になっていて、現場では何を教育したらよいかという、時間が一番足りなくて、ここに書かれているアンケートのように時間の確保が一番大変だという。そういった中で、指導要領に書かれていても、実際確保された時間ががん教育について10分話すとそういった切り口である可能性も当然出てくる。そうなると都道府県毎にかなり温度差が出てくる。その部分というのは、実際、どれ位教育できているかというのは、そのへんに力を入れた県との差が出てくるであろう。近い将来、指導要領にも書かれてくるし、努力すればいいんだらうと何も手を打たない県は遅れちゃうと、そんな構図になっている。ここは宮城県のがん対策推進協議会の僕は委員の立場として、宮城県としてここはより積極的に踏み込んでいいんじゃないかと思います。

(久道会長)

では他にありませんか。無ければ次にワーキンググループ（働く世代）についての説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料5から7について事務局説明)

(久道会長)

資料5から資料7までの報告を頂きました。このワーキンググループについての議題は、報告事項となっておりますが、資料6と資料7のタイトルには（案）となっております。これはどうしたらよいですか。こういう報告をすることを了承してほしいという意味ですか。

(事務局)

こちらは、案という言葉をつけさせていただきましたのは、今後、次期計画の検討をしていただく上で、こういった取り組みの方向性の案としてワーキンググループ（働く世代）の方からご呈示させていただいたという案でございます。

(久道会長)

これはワーキンググループ（働く世代）の案なんだろうけれど、協議会の方でどうしようというのでしょうか。この案でいきましょうということを決めて欲しいということでしょうか。

(事務局)

ワーキンググループ（働く世代）からの御意見という形で今回ご報告させていただきましたが、こちらの協議会の方でも委員の皆様にも御意見を更に頂戴し、次期計画の策定のワーキング部会の方にもつなげていきたいと思っております。

(久道会長)

普通は案が付くと、協議事項になってしまうんですね。それほどの意味が無さそうな案なので、今、事務局が説明した程度の案なんですけど、皆様御意見ありませんか。

(石岡委員)

ワーキンググループ（働く世代）の人達が考えたものであれば、案を取って欲しいですね。案を取って確定したものをこちらに確定したものを報告してもらって、その上でそれに対して協議会が意見を言うというのであればいいですけど。これで案と言われてしまうと、我々がワーキンググループ（働く世代）にやったことに口出ししてしまうということになってしまい、どうかと思うのですけれど。

(久道会長)

ワーキンググループ（働く世代）で作った案について、協議会で意見を言うというのはいいと思うんです。どうですか、このワーキンググループ（働く世代）で作った取り組みや方向性について。案を取っていいということに対して、了承していただけるでしょうか。はい、どうぞ。

(大内委員)

第3期の国のがん対策推進計画は今、策定中で、それを受けて県は1年かけて、つまり平成30年度から始まる訳ですから、ここはやはりワーキンググループ（働く世代）も案で動いていただかないと確定できないと思います。途中経過ですよということを改めて確認された方がいいと思います。

(久道会長)

そのように説明いただくと分かりやすかったんだね。ということですので、この案のままで行きますが、そうしますとこれは報告事項でよろしいですね。他に御意見が無いでしょうかという意味だと思いますがいかがでしょうか。

(橋本委員)

このワーキンググループ（働く世代）の構成というのはここで決めたのですか。

(事務局)

そうです。

(橋本委員)

医師は加藤先生、お一人ですか。がんのことに詳しいドクターがもう一人入っていた方ががんの対策を考える上ではいいのではないかと思います。全体的に就労というか、労働に関する知見をお持ちの方はたくさんいらっしゃるのですけれど、やはり実際がんになった時にどういうことが問題になってくるのかとか、そういうことを知っている方がいないとなかなか大変ではないかと思料するのですけれども。

(久道会長)

いかがでしょうか。特に治療を中心とした専門の方が必要かもしれませんね。

(橋本委員)

最近は特に働きながら外来で化学療法を受けるということが非常に多くなって来ていて、

その時にどういうことが問題になるのかということが分からないとそれで働と言ってもなかなか難しいところもあるのではないですかね。

(久道会長)

このワーキンググループ（働く世代）は平成29年度のいつ頃予定されていますか。

(事務局)

これは今年度行いましたワーキンググループ（働く世代）というものでございまして、春の第1回目のこの協議会でこのメンバーの御推薦を頂きまして、その上で2回開催をいたしました。そのご報告でございます。来年度のところに書いてありますワーキング部会というのは、言葉が紛らわしいかったのですが、別のもので、第3期計画を策定するためのワーキング部会でございます。すみません、混乱があったかもしれません。

(久道会長)

働く世代のワーキンググループは今年度で終わりですか。

(事務局)

2回開催いたしまして、今はこれ以上の計画は立てておりません。2回で終わりです。

(石岡委員)

そうすると、案は取った方がいいです。

(久道会長)

協議会としては、案はとった方がいいですね。後は、第3期の方で議論してということではないんですね。なるほど。この働く世代の括弧書きがいかにも次期計画に関するワーキング部会のように紛らわしいかったんですね。そうしますと、協議会としては案を取ってやらないとまずいですね。いかがでしょうか。

何か加えるようなことございませんかね。2回も実施したので、結構議論したのでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(片倉委員)

この資料の中で、**就労対策の意味で夜間や土曜日曜に外来化学療法を行った場合に、診療報酬上で加算を付けて欲しいと全国がんセンター協議会として提案したところ、**土日に診療をやるということは、**就労の対策となっていないのではないか。月曜から金曜は働いて、休日を使って治療して来なさいと取られかねないので、それは出さない方がいいということ**で却下された覚えがあります。そういう考え方もあるということで一言だけコメントしました。

(久道会長)

かといってこの文言を直す必要は無いですね。議事録に残しておくということで。

他にございませんか、無ければこのまま了承しまして、案を取るということにしたいと思うのですが。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。それでは5番目の報告事項は終わります。

協議事項に入りますが、先程、平成29年度事業計画については協議事項に回すというこ

とになりました。資料2については説明は1度していただきましたけれども、関連する資料として協議事項①でしょうか、第2期宮城県がん対策推進計画の進捗状況について、これを説明してから、戻って平成29年度事業計画の議論をします。事務局、その方がいいでしょうか。

(事務局)

はい。

(久道会長)

では、資料8から資料11について要領よくお願いいたします。

(資料8から11について事務局説明)

(久道会長)

はいどうもありがとうございました。大変詳しい説明でありましたけれども、この評価に関する議論は前回もかなり意見が出ました。こういうやり方ではとても評価ができないなど、そういうことを踏まえて見直しをして頂きました。見直しをして頂いた中で、なおかつまだ分析中というものもかなりあります。県民健康・栄養調査によって今、分析をしているということ、健康みやぎ21の関連で、作業等を見ながらこちらでも調整しながら決めていかななくてはならないこと、項目がたくさんあるのですが、全体評価としては概ね順調ということでした。しかし、全体項目中がBであっても、その各項目を見ますとCがあったり、Aがあったりという風なことで、これはきめ細かくやりますとそうなるのですが。こういった状況の進捗状況でありますという報告です。ですから、前回いろいろ議論になった評価の方法を直して、このような評価でいきますけれどもどうでしょうか、これでよろしいでしょうかということはこの協議会において皆さんに諮るのがいうことがまず1つ、その上で先程、報告事項から下ろしました平成29年度がん対策事業計画(案)について、相談したいと思いますが。まず、今説明された第2期宮城県がん対策推進計画の進捗状況の方法の見直しを行った結果、このような状況だということについて、御意見何かあるでしょうか。また、この状況のまま進めて下さいという御意見、御質問でも結構です。いかがですか。これ大内先生がチェックしていただいたと思うのですが。何か御意見あれば。

(大内委員)

全体のバランスを考えながら、評価の基準設定が、前は丸、三角、四角というくりだったものを、A、B、C、D、データが無いものやガイドライン等が変わったものなどをIと5段階としたことをまずすべてに適用することと、それから、前は例えば資料11の資料を見て頂くと分かりやすいと思うのですけれども、前回の第1回の時の資料では真ん中あたりの15番目とか、全体が丸、三角であったものを私は、それはまずいであろうと、1つ1つ項目毎に弱点や長所もあるはずなので、そのようにしていただきたいと申し上げたところ、このようにきめ細かい調査をして頂いたということで、私は評価に値する

と思っております。

(久道会長)

どうもありがとうございました。今、最後に言われた例えば15の項目ある中の全体をくくってBにしましたよね。そういう作業は必要なんだと。各項目でCがあったり、Aがあったりということなのだけれども、これを全体的に見てBだろうとする必要があるのだろうか、どうしても。

(事務局)

はい。

(久道会長)

それが一番難しいですね。考えてみると。18の緩和ケアもAが4つもあって、Bが1つ、Cが1つなんだけれども、他はIだから、Aが多いように見えるが、Iがあるから評価ができないということもあってですね。そういうことからして、Iはすべて答えが出ると思いますが、全部出ますよね。

(事務局)

緩和ケアチームのところや、診療放射線技師のところなど基準が変わって評価をすべきではないというところはIのままとなってしまいます。数値が出る調査のところについては、数値が全部入ってくるのですが、基準が変わった分野はどうしてもIのままとなってしまいます。

(久道会長)

ということで、これはかなり改善された方法で詳しくやっていただいたと思うのですが、これでいいですというような了承を頂くとありがたいのですが。いいでしょうか。どうもありがとうございます。それではこの進捗状況については、方法も含めて了承したということにさせていただきます。

それで戻りまして、報告事項の1つだった平成29年度のがん対策事業計画（案）について、資料2をもう一度御覧いただきたいと思います。ここに（案）と書いておりませんが、今、（案）と書いていただいて、議論が終わったら案を消すということとします。

資料の左端は、国の計画を書いたもので、宮城県の平成29年度のがん対策事業計画は、中央の県の施策というところで行きます、いかがでしょうかという話ですよ。もうちょっと簡単に説明願います。

(事務局)

では急いで、補足説明させていただきますが、平成29年度の計画と言いますのは、第2期のがん対策の計画で、こちらの実施年が平成25年度から平成29年度で、その計画に基づいた事業項目でございます。その5年目ということでございますので、項目自体は5カ年やってきたものですので、大きな変更は難しいかと思っております。頂いた御意見は、平成29年度にやっていく内容につきましては、事業のやり方や工夫として反映していきたいと思っております。

また、第3期の計画につきましては、来年度6月頃に開催を予定しておりますががん対策推進協議会の場合において、改めて御協議頂く予定としております。中味をもう一度申し上げた方がよろしいでしょうか。

(久道会長)

もういいですね。今、うまく説明していただいたと思うのですが、平成29年度となっているから単年度という理解をしてしまうのですが、第2期の計画の最終年度という理解ですよね。

(事務局)

単年度ではございますが、位置付けとしましてはちょうど最終年度に当たります。単年度、平成29年度の事業計画でございます。

(久道会長)

今、第3期の計画が6月というのは、平成29年度ですか、平成30年度ですか。

(事務局)

平成29年6月位にがん対策推進協議会を開催させていただいて、第3期の計画について御協議頂きたいと思っております。

(久道会長)

はい、分かりました。今年の6月頃にこの協議会で第3期、すなわち平成30年度からの第3期の計画を議論していただくということですね。やっとなっきりしましたね。ということですので、そういう御理解でいきますと、資料2に書かれていることはずっとやってきたことでもあり、積み残しがあるならば、残った1年でこれをきちっとやりましょうとそういう理解でいいと思うのですが。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(大内委員)

資料12を御覧いただきたいのですが、平成29年度とあって、左側が本協議会、宮城県がん対策推進協議会で、右端に国のがん対策推進協議会が書いてあります。平成29年度には2つのことが同時に起こる訳でして、第2期の評価をしなければいけない。これは左側でいうと、7月までに第2期の計画についての進捗状況に対する評価があります。同時に国で6月に新計画が決まる訳ですから、それを受けて本協議会は8月以降にこの第3期について協議をすることになると思います。ですから先程の資料2は、県施策の中の1番上にある丸の一つ目については、頭に「第2期」と記載した方がより整理しやすいし、次の丸、これは第3期と書いてありますので、これを明確に区別した方が皆さんに混乱無くていいと思うのですが、いかがでしょうか。

(久道会長)

全くその通りです。だいぶはっきりしてきました。国の協議会で決めたことを受けて、各県で特色ある計画をまた作りなさいという話なのでですね。

(大内委員)

追加ですが、資料2の先程の丸の2番目に「第3期」とあります。これが今回のがん対策

基本法の改正がありまして、期間がこの法律で改定されております。現行5年が少なくとも6年毎となっておりますので、これはある程度決めておかなければならないと思います。カッコ書きでもいいのですが、平成30年度から平成35年度と書かないと具体的なイメージが湧いてこないのだと思います。これは既に法律で定められておりますことから、5年ではなくて6年と明記することも必要かと思えます。

(久道会長)

という意見なのですが、**もっとも**ですよね。どうですか、事務局。そういう風に訂正するように。

(石岡委員)

でも国のがん対策推進基本計画は5年毎なので。6年になる、そうですか。

(久道会長)

6年になります。国も6年になります。

(石岡委員)

分かりました。

(久道会長)

国に合わせて明記した方がいいということです。

(石岡委員)

他の意見でもいいですか。

(久道会長)

はい、どうぞ。

(石岡委員)

資料2の平成29年度の計画のところですけども、資料11に進捗状況のまとめがありますが、これどう見ても進捗状況であまりよくないと予想されるのは、がんの予防とがん検診の受診率の中の喫煙(受動喫煙含む)とその他の生活習慣のこの2カ所ではないかと。Iの項目もありますけれども。とりわけ受動喫煙の機会を有する者の割合の低下は、減少しないで増えているということで、Dの評価となったことを鑑みると、この段階での進捗状況において宮城県で最も重点を置くべきがん対策の1つとしては、喫煙対策ということになろうかと思えます。それはたぶん皆さん異論は無いと思うのですが、そこで資料2の平成29年度がん対策事業計画についてですが、それは前と同じようにメタボリックシンドローム対策戦略事業、受動喫煙ゼロ作戦、受動喫煙防止宣言施設登録制度の推進などと書いてあります。例えば、資料の1番上のがん対策推進調整事業、これは、小児へのがん対策と書いてあるのは、他の県の施策にはまるどころが無いからがん対策にしているのだらうとは思いますが。がん対策に関しての協議会で1番の問題が喫煙問題なので、それがなぜ健康増進法に関係するところの県の施策である、メタボリックシンドローム対策戦略事業に入れるのかというところが私としてはどうも合点がいかない。これもがん対策推進事業に入れて予算を取れるような形のことをすべきではないと、どうもこの協議

会ではあまりここに関しては積極的ではないというように県や議会から見なされるのではないか、というところが僕としては不満であるという私の意見です。

(久道会長)

他にございますか。受動喫煙の条例のことが話題になったと思うのですが、宮城県は遅れているのですね。東北6県を考えても。石岡先生からの提案について、私は最もなことだと思うのですけれども。これは、みやぎ21健康プランとどのように調整することになるのですか。こちらでいくら頑張っても、あちらの方がいろいろなプレッシャーでそちらは除こうということになった時にどういう話し合いをすべきなのかとか。その辺りはどうなのですか。まだそういう事態は起こっていないのだけれども。

いや、昔、僕もあちらの協議会の会長をやっていて議会からのプレッシャーを受けて、腰砕けにあったこともあるものだから。

(事務局)

すみません。3月に健康推進課で予定をしております、みやぎ21健康プランに関する協議会がありますので、そこと連携しながら進めていくことを考えております。

(久道会長)

連携というのは誰が連携するのですか。

(事務局)

がんの対策を担っております疾病・感染症対策室と、その生活習慣病の対策を担っている健康推進課の方で連携を取ってという意味でございます。

(久道会長)

そういう意味ですね。そうするとがん対策推進協議会の意向としては、受動喫煙については宮城県もう少し力を入れて欲しいとかそういった要望、提案を出したいと思うんですよ。具体的には条例を作ったらいいいとか、他の県の進んでいる状況を紹介しながら、そうしないと。石岡先生の話は全くそのとおりでと思うんですよ。メタボリックというけれどもね。喫煙問題が1番のがんの予防の課題としてある訳だから。それはどうでしょうか。皆さんそういったことで御意見はどうでしょうか。何かありませんか。はい、どうぞ。

(小林委員)

仙台市の小林でございます。私の部署でも健康づくりの方を所管をしております、生活習慣病予防の一環としての受動喫煙対策として取り組んでいるところです。情報提供としまして、厚生労働省の方で健康増進法の改正案を検討しているということで、先日、国の説明を受けて来ましたが、国の方は改正をして、国として最低限の受動喫煙防止の枠組を作るということで、オリンピック前に建物内禁煙を目指しているということでございました。それが最低限なので、各自治体でそれよりも厳しい体制を作ることについては是非どうぞということでありました。国の法改正をベースに、宮城県は喫煙率、受動喫煙につきましては成績が悪いと理解しておりますので、国の動きと合わせて検討する必要があるのかなと認識しております。

(片倉委員)

国のがん対策協議会の委員である門田先生と11月にお会いした時に、**第3次がん対策推進基本計画策定上**で、たばこ対策を強く押し進めたいのだけれど、国会議員が相当抵抗してなかなか進まない**と嘆かれていました**。次の第3次の計画に**国の方針として**どれだけ強い方針が入られるかということ**ですが**、そういった話しをお聞きするとなかなか**難しい状況と考えられます**。ここでは国とは関係なく、宮城県は県として、きちとした方針を出していてもいいと思うのです。もっと**厳しい対策**を宮城県として独自に出すということをしていてもいいと思います。

(事務局)

受動喫煙対策の担当の健康推進課が参加して来ておりますので、今の状況を説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

(久道会長)

はい、丁度いいですね。

(健康推進課)

当課の方では、今、お話が出ましたみやぎ21健康プランの方を所管しておりまして、大きく生活習慣病予防、健康づくりの中でのたばこ対策を担当しております。がん対策とも同様に進んでいこうということで、室の方とも連携しながらたばこ対策も進めておりますが、昨年度に仙台市と協会けんぽと3者の協定で受動喫煙防止宣言の施設登録制度を始めまして、現在、900弱の登録施設が禁煙を進めますよという形で、新しい制度を取り組んでいるところです。先程、仙台市の小林委員より説明があったとおり、昨年の後半から国の方で健康増進法の一部改正の話がありまして、今回は10月に報道で御承知のことと思いますが、たたき台ということで罰則規定も含めた対策ということが提案されております。今国会での答申ということになっておりまして、今、報道で盛んに出ておりますが、議員さん、それから関係団体との皆様と国の方でヒアリングをしながら制度を固めていくのと同時に、各都道府県と国の方でも調整をかけながら、今までにない罰則規定というものでどのような形をすすんでいくかというスキームを立てているということになります。目途としましては、2020年の東京オリンピック、パラリンピックまでには他の開催地と同様な形にしていきたいということがありまして、早くて2019年のラグビーワールドカップを1つのスケジュールを目途で進めていきたいということではあるのですが、できるだけ実効性を担保したいというところもありますので、日本でどのような形で進めていけばいいかというので、イギリス型で建物内すべて禁煙と、韓国型で一部喫煙室を設けていいというような混合型で考えているとのことでした。県としましては、まずそれらの状態を今までガイドラインでありましたので、今後はそれだけ厳しくなるということがありますので、更にそこをどのように運用していくか、来年度を準備期間ということで全都道府県で考えていくような形になっておりますので、そこを見据えながら、更に進めていきたいと思っております。

(久道会長)

どうもありがとうございました。

非常に状況が分かりました。国の状況、それに対応する具体的な作業日程など、すべてオリンピック、パラリンピック、外圧を考えて協議しているようだけれども。実際には、国の政策を都道府県がセコンドするような形で、前にいってもいいと思うんですね。先程、小林委員がおっしゃっていたように国の出す答申というか、それよりも厳しい位にやった方がいいという話ですので、私もそう思います。ここで決めて何かを宣言するというとはありませんけれども、この協議会の意思の表れとして是非それを進めるべきであると協議する、連携する場で是非強く言ってほしいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(石岡委員)

議長のおっしゃるとおりですが、1つは先程のメタボリックシンドローム対策戦略事業というのに押し込むだけではなく、何か併記はできないですか。どれか1つに県の事業と決めなくてはならないのですか。予算とかの関係で。例えば僕らはがん対策で来ている訳で、喫煙が1番重要なことから、ここはがん対策推進調整事業とか入れられないのですか。がん対策をやっているのは、我々のことから、そちらのみやぎ21健康プランと別に意見を入れられませんか。

(事務局)

入れられないということではないです。がんの1つの項目として、喫煙の評価を実施していくことなので、御協議をいただきたいし、入れていくということも可能かと思いますが、第2期計画につきましては、もう計画が策定されておりますので、第3期の項目としてどうなのがいいのかということをお協議いただければいいのかなと思います。

(石岡委員)

今のところで、法整備がすすんでいるとのことですが、聞くところによると骨抜きになりそうな感じで、事業所、個人事業所は面積によって対象外になる可能性がありますよね。ですから、非常に狭い、10人が入るようなお店とかは対象外になるという、噂ですよ。

(健康推進課)

先週、国の会議がありまして、国の課長からは、そういう報道がありますが、まだ検討中ということで特に中抜けで除外になるとか、そういう具体的な除外案があるとか、厚生労働省で提案しているというようなことは冒頭でお話がありましたので、現時点でどのように進んでいるかは不明ですが、現在そういう案は示されておられません。

(石岡委員)

するとですね、2年後にそうなっていた時に待っていればいいのかという話で、先程の議論に戻りますが、そんなこととは関係無く、私はがんの専門家として国の法律とは関係なく、喫煙対策は重要だと思っておりますので、ここではそういったことに関わらずに強力に禁煙対策、喫煙対策を実施するということを確認しておく必要があるかと思えます。

(久道会長)

いかがでしょうか。今、石岡委員から出た提案ですけれども、よろしいですね。宮城県の独特な進んだやり方でいいと思います。そういうことで確認したいと思います。それではですね、時間が無くなってきました。大事な話はいつも最後まで来るものですから。協議事項の2番目、次期計画の策定スケジュールについて、資料12についてお願いいたします。

(資料12について事務局説明)

(久道会長)

今説明があった次期計画の策定スケジュールなのですが、よろしいでしょうか。はい、では了承したいと思います。

最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

ありません。

(久道会長)

はい、特に無しですね。では、マイクを事務局へお返しいたします。

(事務局)

久道会長、議事進行をありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりまして貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、本日の会議は以上で終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。